令和２年度からの住民税（町・県民税）税制改正のお知らせ

★ふるさと納税制度の見直しについて

ふるさと納税（個人住民税に係る寄附金税額控除の特例控除額部分）の対象となる地方団体を一定の基準に基づき総務大臣が指定します。
対象となる地方団体は、総務省のふるさと納税ポータルサイトをご確認ください。
（http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/080430_2_kojin.html）

指定対象外の地方団体に対して令和元年６月１日以後に支出された寄附金については、ふるさと納税の対象外となります。
※個人住民税に係る寄附金税額控除の特例控除額部分は対象外となりますが、所得税の所得控除及び個人住民税に係る寄附金税額控除の基本控除は対象となります。

★住宅借入金等特別税額控除の拡充について

令和元年 10 月 1 日から令和２年 12 月 31 日までの間に住宅の取得等をして、居住の用に供した場合に、次の見直しが適用されます。ただし、住宅の取得等の対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が 10%であることが条件となります。

〇適用年数の延長
適用年数が、現行の 10 年から 13 年へ延長されます。

〇住宅借入金等特別控除可能額の見直し
延長期間（11 年目から 13 年目まで）の所得税の控除額は、各年において以下のいずれか少ない金額が控除されます。
・建物購入価格の２％÷３
・住宅借入金等の年末残高の１％
※どちらも控除対象限度額は現行制度と同水準です。
所得税から控除しきれない額については、改正前の制度と同じ控除限度額（最高 136,500 円）の範囲で町民税・県民税から控除されます。